

高知労働局発表

令和4年6月24日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課
課長 安田 博人
高齢者対策担当官 五百蔵 裕俊
(電話) 088-885-6052

報道関係者 各位

令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

高知労働局（局長 中村 克美）では、このたび、令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業1,312社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和3年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています*。

高知労働局では、今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取り組みを行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

（集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照）

※ 令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめていましたが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。このため、11ページ以降の表においては、比較可能な場合には前年の数値を記載しています。

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況（11ページ表1、12ページ表3-1）

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は1,311社（99.9%）

- ・企業規模別には大企業では100.0%、中小企業では99.9%
- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において73.8%

② 65歳定年企業の状況（13ページ表4）

65歳定年企業は262社（20.0%）

- ・中小企業では20.5%
- ・大企業では5.9%

II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（14ページ表5-1）

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は319社（24.3%）

- ・中小企業では24.7%
- ・大企業では13.7%

② 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表6）

66歳以上まで働ける制度のある企業は472社（36.0%）

- ・中小企業では36.2%
- ・大企業では29.4%

③ 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表7）

70歳以上まで働ける制度のある企業は458社（34.9%）

- ・中小企業では35.1%
- ・大企業では29.4%

④ 定年制廃止企業の状況および66歳以上定年企業の状況（13ページ表4）

定年制の廃止企業は46社（3.5%）

- ・中小企業では3.6%
- ・大企業では0.0%

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

○ 高知県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業1,312社

（報告書用紙送付事業所数1,488事業所）

中小企業（21～300人規模）：1,261社（うち31～300人規模：884社）

大企業（301人以上規模）：51社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況（11ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で1,311社（99.9%）であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入（※）

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）。

(2) 企業規模別の状況（11ページ表1）

企業規模別に雇用確保措置を実施済みの企業の割合は、大企業では100%、中小企業では99.9%（31人以上規模の企業では100%）であった。

（参考） 31人以上規模企業

(%)

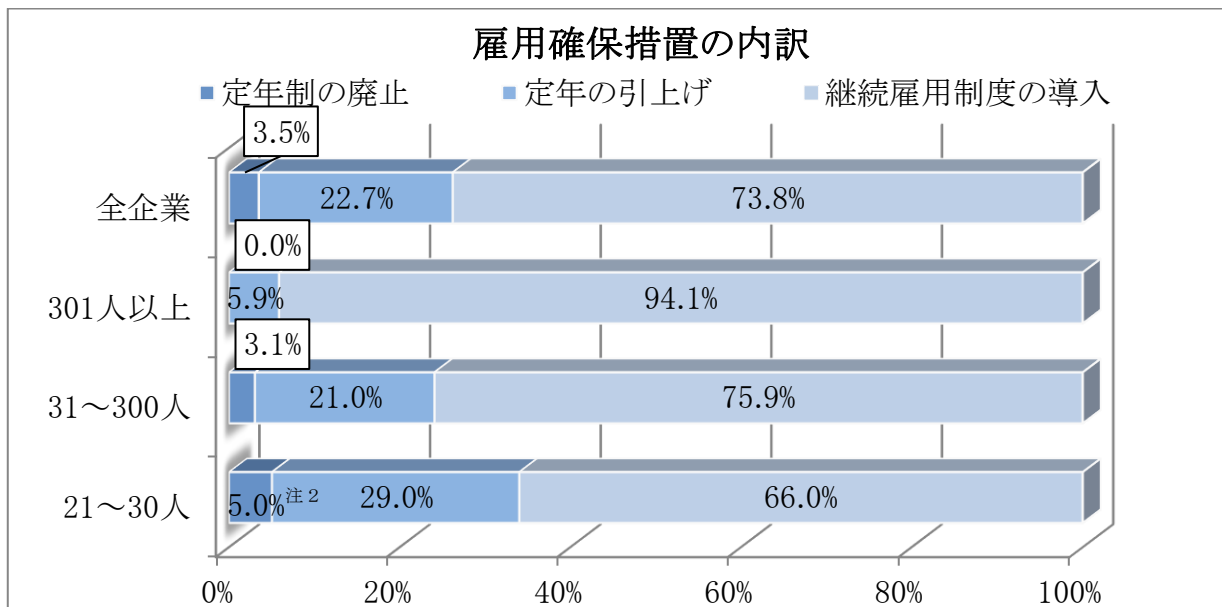
平成								令和		
23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
96.8	98.8	92.4	97.9	99.9	99.5	99.7	99.9	100	100	100

※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があり、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置を実施済の企業の内訳（12ページ表3-1）

報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

- ① 定年制の廃止は46社（3.5%）
- ② 定年の引上げは298社（22.7%）
- ③ 継続雇用制度の導入は967社（73.8%）



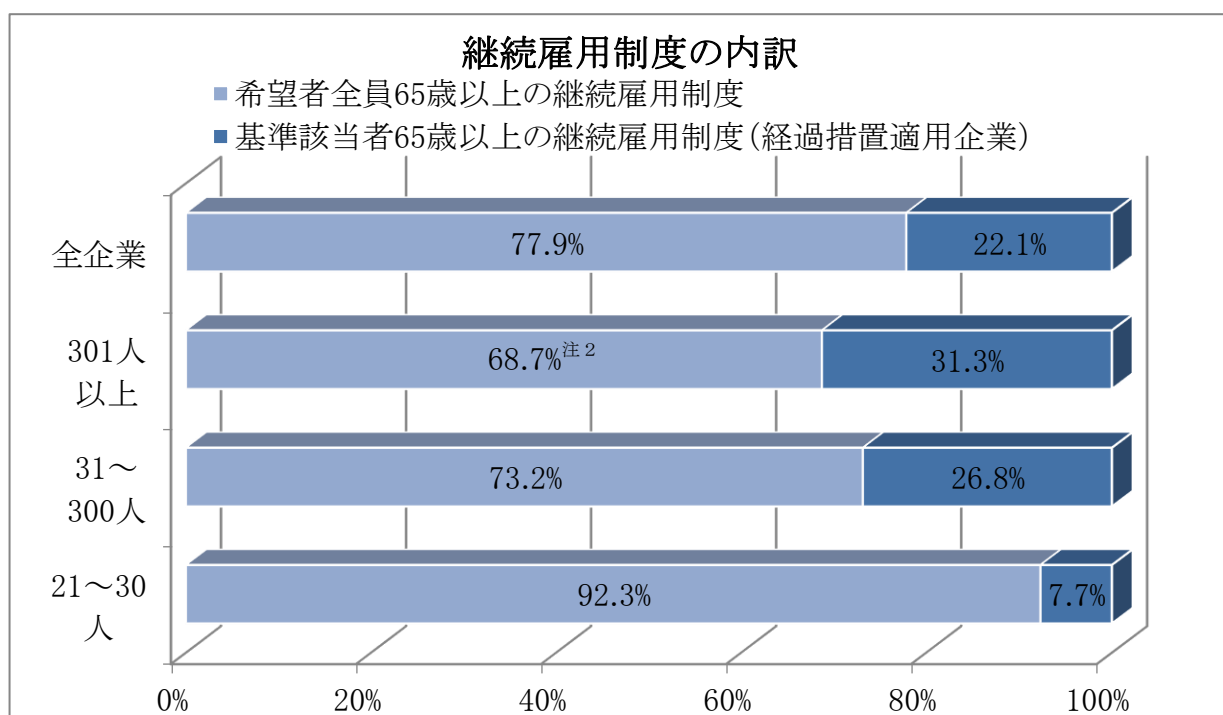
注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、合計を100%とするために、「雇用確保措置の内訳」の「21～30人」の「定年制の廃止」及び「継続雇用制度の内訳」の「301人以上」の「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」については少数点第2位以下を切り捨てとしている。

(4) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況（12 ページ表3-2）

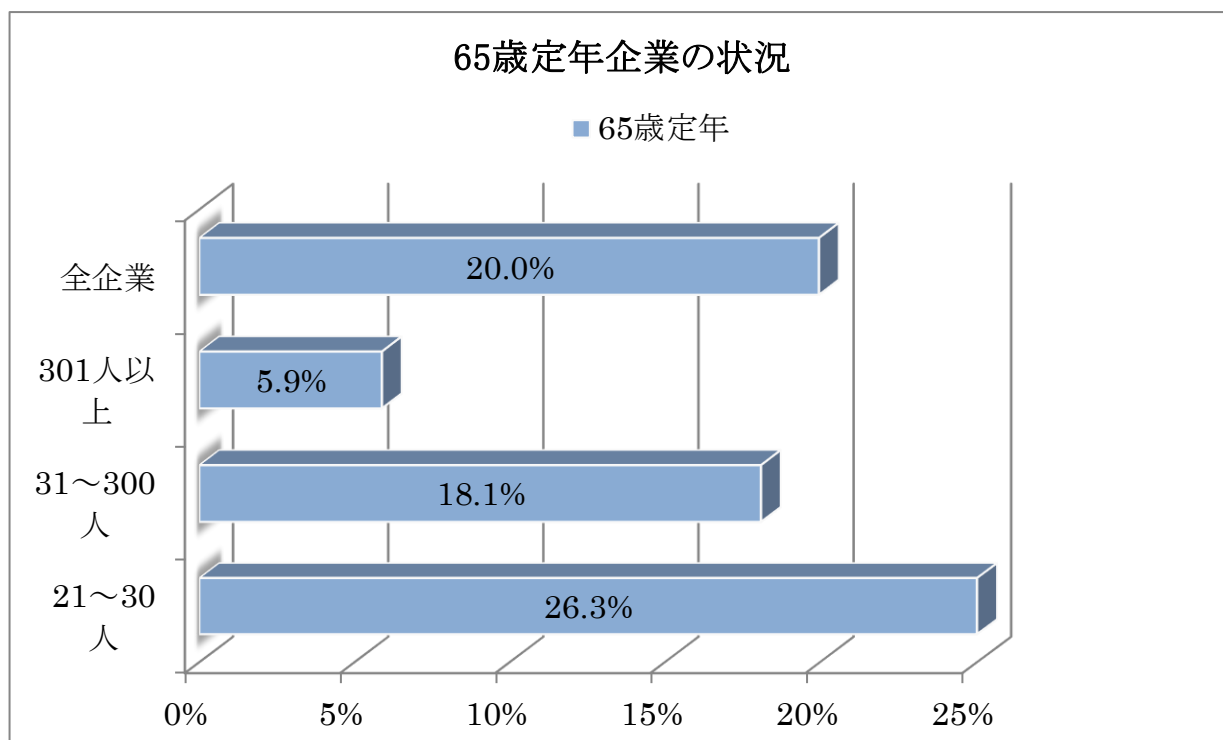
65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業（967社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は753社（77.9%）であった。

一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では22.1%であったが、大企業に限ると31.3%であった。



2 65歳定年企業の状況 (13ページ表4)

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は262社 (20.0%) で、中小企業では20.5%、大企業では5.9%であった。



3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (14ページ表5-1)

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」^{注3} という。)を実施済みの企業は319社 (24.3%) で、中小企業では24.7%、大企業では13.7%であった。

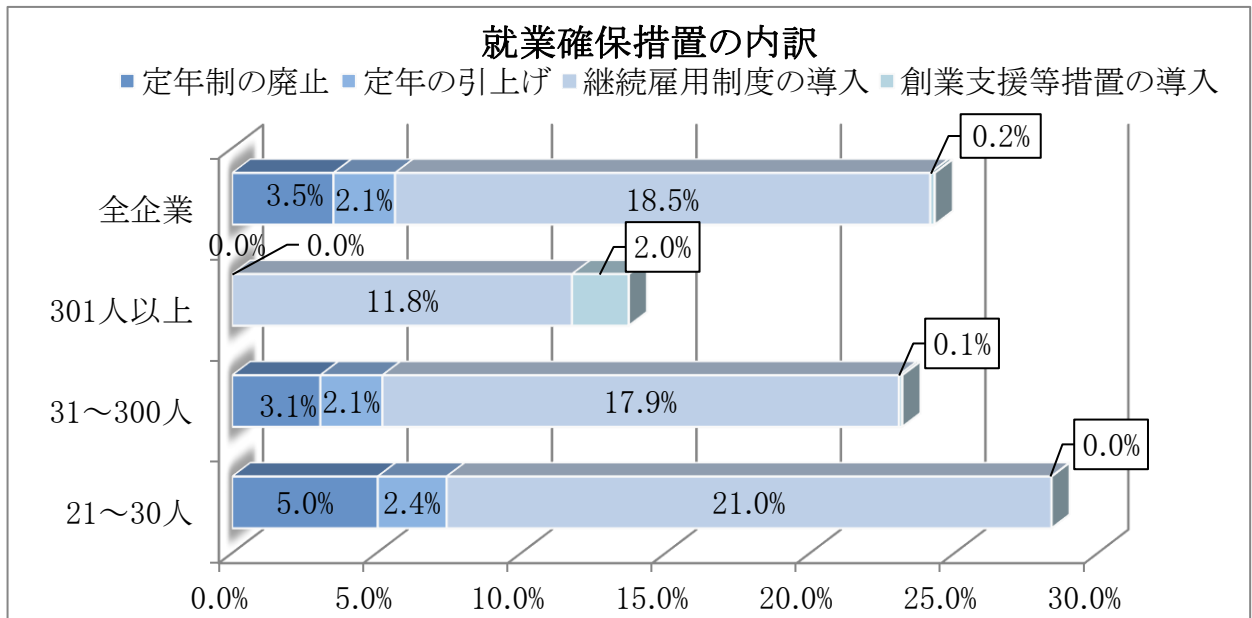
注3 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度 (70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く) を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。

①70歳までの定年の引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度 (再雇用制度・勤務延長制度) の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入 (事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資 (資金提供) 等する団体が行う社会貢献事業)

(2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

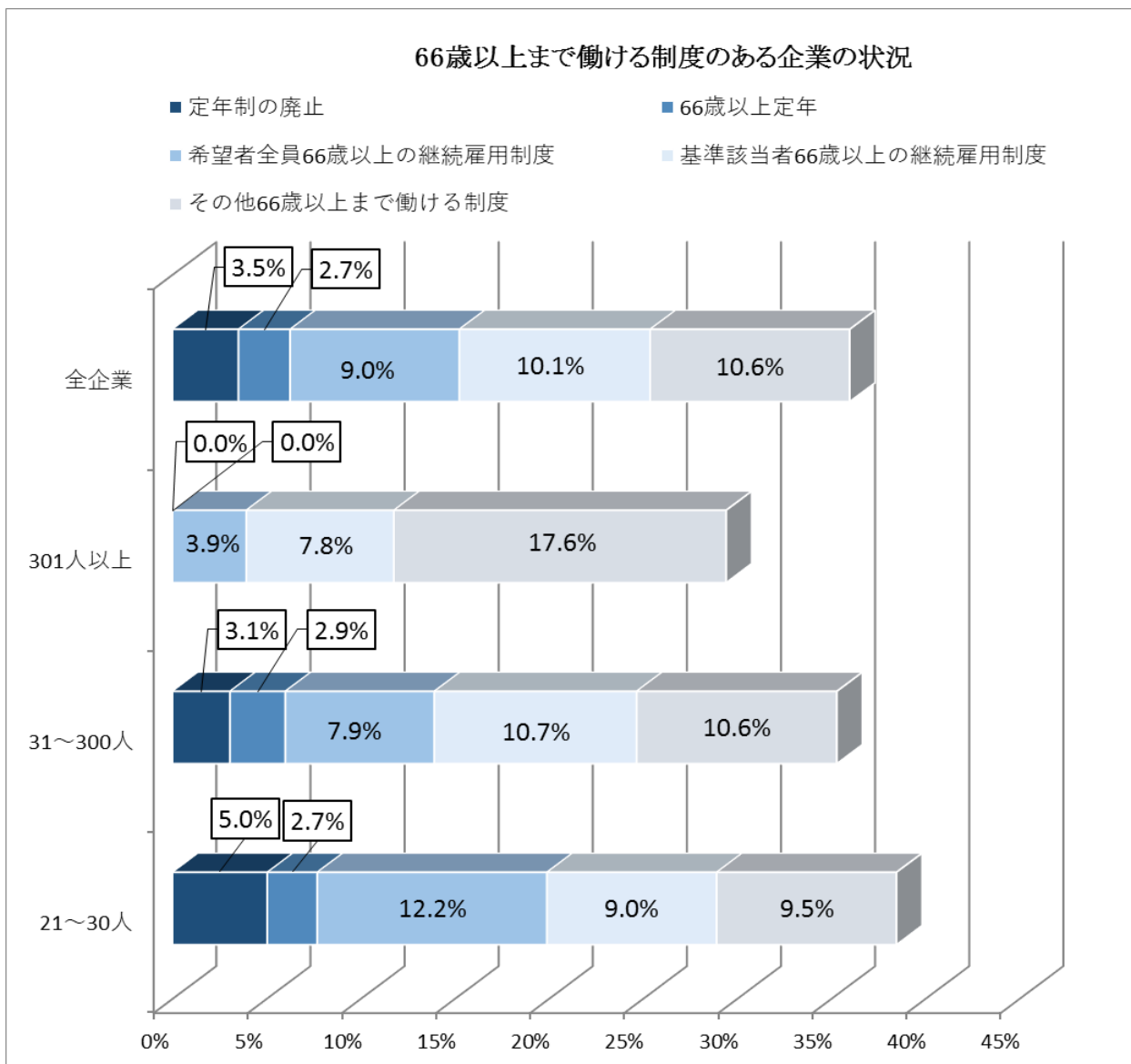
- ① 定年制の廃止は46社 (3.5%)
- ② 定年の引上げは28社 (2.1%)
- ③ 継続雇用制度の導入は243社 (18.5%)
- ④ 創業支援等措置の導入は2社 (0.2%)



4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (15ページ表6)

報告した全企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業は472社(36.0%)で、中小企業では36.2%、大企業では29.4%であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（15ページ表7）

報告した全企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業は458社（34.9%）で、中小企業では35.1%、大企業では29.4%であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況（13ページ表4）

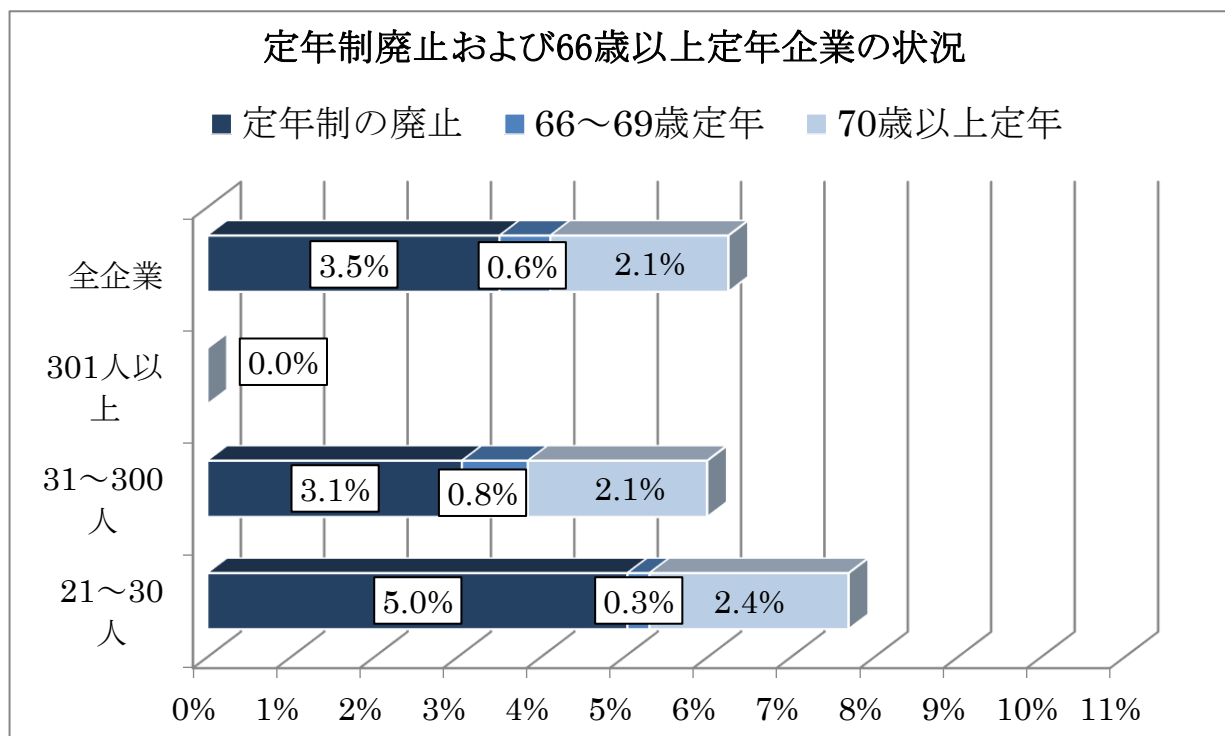
報告した全企業において、定年制を廃止している企業は46社（3.5%）、定年を66～69歳とする企業は8社（0.6%）、定年を70歳以上とする企業は28社（2.1%）で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は3.6%
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.6%
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.2%

② 大企業

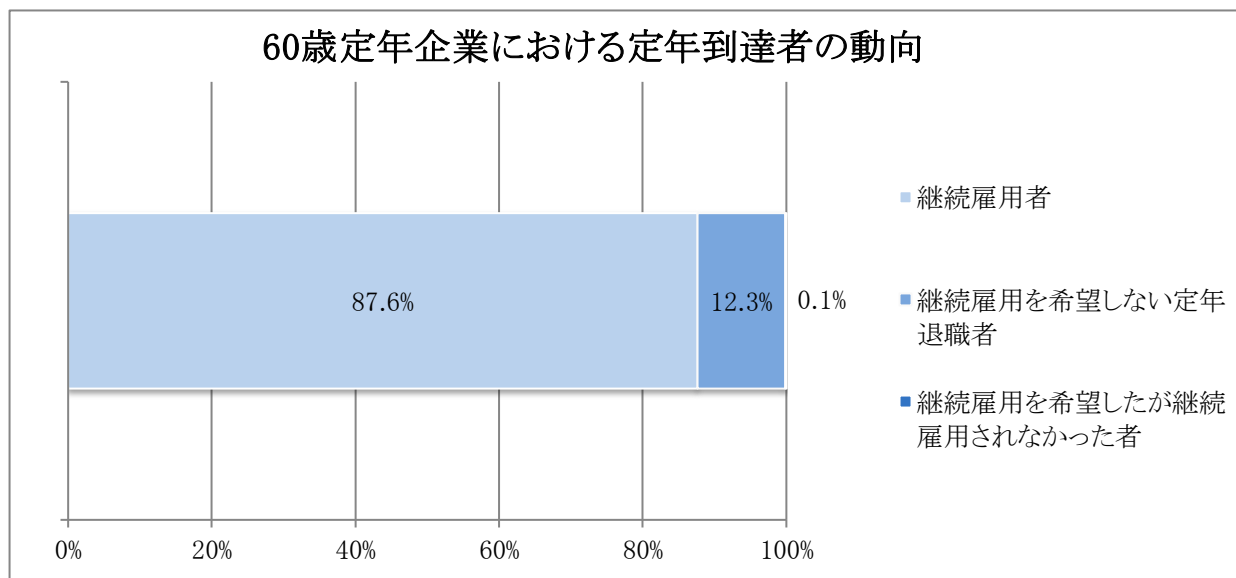
- ・ 定年制を廃止している企業は0.0%
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.0%
- ・ 定年を70歳以上とする企業は0.0%



5 60歳定年到達者の動向

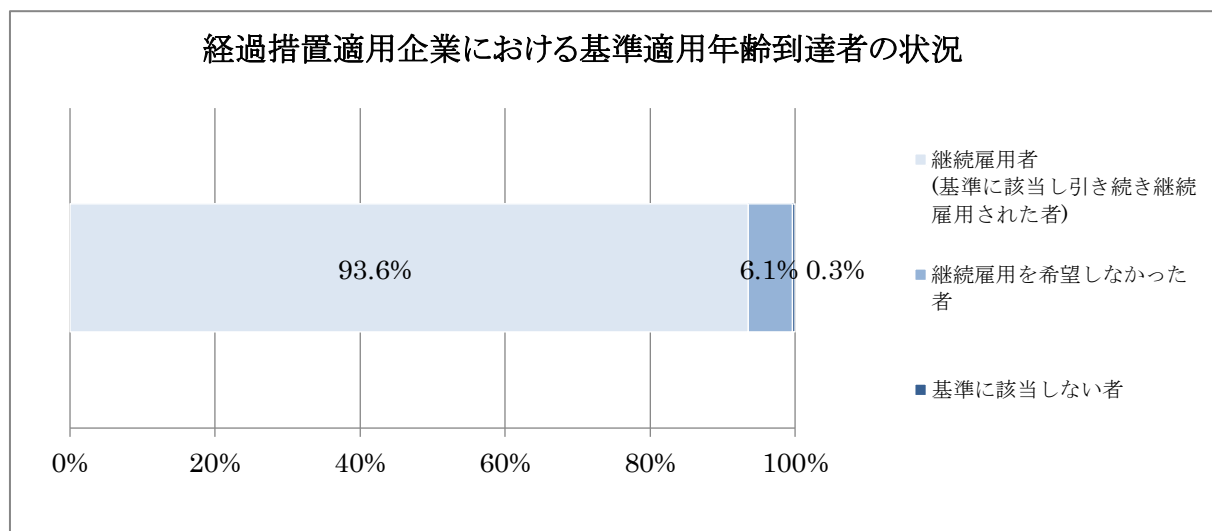
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向（16ページ表8－1）

60歳定年企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に定年に到達した者は、1,547人であった。このうち、継続雇用された者は87.6%（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は0.7%）、継続雇用を希望しない定年退職者は12.3%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.1%であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（16ページ表8-2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に、基準を適用できる年齢（平成31年4月1日から令和4年3月31日までは63歳以上）に到達した者は、296人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は93.6%、継続雇用の更新を希望しなかった者は6.1%、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.3%であった。



6 高年齢常用労働者の状況（17ページ表9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数（121,964人）のうち、60歳以上の常用労働者数は19,694人で16.1%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が9,912人、65～69歳が5,773人、70歳以上が4,009人であった。

(2) 高年齢労働者の推移（31人以上規模企業）

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は17,746人で、平成21年と比較すると、8,919人増加している。

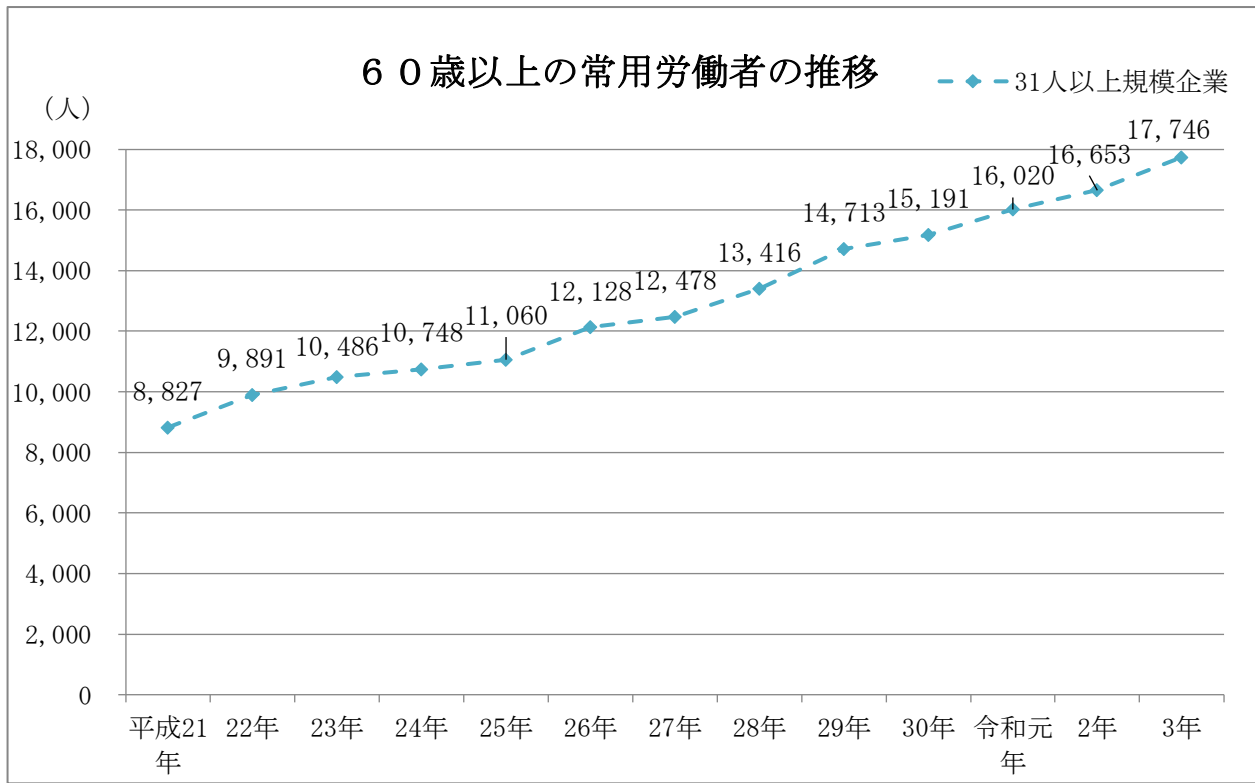


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	1,311	-	1	-	1,312	-
	99.9%	-	0.1%	-	100.0%	-
31人以上 総計	935	(900)	0	(0)	935	(900)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	1,260	-	1	-	1,261	-
	99.9%	-	0.1%	-	100.0%	-
21~30人	376	-	1	-	377	-
	99.7%	-	0.3%	-	100.0%	-
31~300人	884	(846)	0	(0)	884	(846)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	51	(54)	0	(0)	51	(54)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入している。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
規模別	合計	99.9%	-	0.1%	-
	21~30人	99.7%	-	0.3%	-
	31~50人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	51~100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合計	99.9%	100.0%	0.1%	0.0%
	農、林、漁業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	建設業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	製造業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	情報通信業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	運輸、郵便業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	卸売業、小売業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	金融業、保険業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	教育、学習支援業	97.3%	100.0%	2.7%	0.0%
	医療、福祉	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	複合サービス事業	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
その他	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	46 3.5%	298 22.7%	967 73.8%	1,311 100.0%
31人以上総計	27 (28) 2.9% (3.1%)	189 (171) 20.2% (19.0%)	719 (701) 76.9% (77.9%)	935 (900) 100.0% (100.0%)
21~300人	46 3.7%	295 23.4%	919 72.9%	1,260 100.0%
21~30人	19 5.1%	109 29.0%	248 66.0%	376 100.0%
31~300人	27 (28) 3.1% (3.3%)	186 (168) 21.0% (19.9%)	671 (650) 75.9% (76.8%)	884 (846) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	3 (3) 5.9% (5.6%)	48 (51) 94.1% (94.4%)	51 (54) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	*)	*)	合計(①+②)
21人以上総計	753 77.9%	214 22.1%	967 100.0%
31人以上総計	524 (497) 72.9% (70.9%)	195 (204) 27.1% (29.1%)	719 (701) 100.0% (100.0%)
21~300人	720 78.3%	199 21.7%	919 100.0%
21~30人	229 92.3%	19 7.7%	248 100.0%
31~300人	491 (467) 73.2% (71.8%)	180 (183) 26.8% (28.2%)	671 (650) 100.0% (100.0%)
301人以上	33 (30) 68.8% (58.8%)	15 (21) 31.3% (41.2%)	48 (51) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「⑧その他の会社を含む」とは、自社以外の継続雇用先がある企業のうち、子会社等及び関連会社等以外の他社を継続雇用先としている企業を計上している(継続雇用先がその他の会社のみの場合も含む。)

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

